愛媛県緊急時モニタリング計画の策定について

I 背景

- 1 本県では、伊方発電所に係る緊急時モニタリングについて、従来から県地域防災計画(原子力災害対策編)に基づき、県原子力センター所長をモニタリング本部長として緊急時モニタリング本部を設置する体制を整備するとともに、訓練等を実施して習熟を図ってきた。
- 2 平成 23 年 3 月に発生した福島第一原子力発電所事故を踏まえ、原子力規制委員会は、平成 24 年 10 月に原子力災害対策指針(以下「指針」という。)を策定し、さらに平成 25 年 6 月には、検討課題としていた緊急時モニタリング等の在り方について、次のとおりとする改定を実施した。
 - 緊急時モニタリングは、国(緊急時対応センター(以下「ERC」という。)) の統括のもと、現地に国の担当官を長とする緊急時モニタリングセンター(以下 「EMC」という。)を設置して、実施する。
 - 県は、緊急時モニタリングの基本的事項等について定めた「緊急時モニタリング計画」を策定し、国は、緊急時に直ちにこの緊急時モニタリング計画を参照し、事故の状況に応じた「緊急時モニタリング実施計画」を策定して、国の指揮の下、EMCが緊急時モニタリングを行い、住民避難や摂取制限等の防護措置の判断材料となるモニタリング結果を、ERCに報告する。

Ⅱ 緊急時モニタリング計画の策定等の考え方

- 県としては、万一の原子力災害時は、国の統括の下、EMCの構成員として緊急時モニタリングを迅速かつ効率的に実施する必要があることから、緊急時モニタリングに関する基本的事項等を定めた「緊急時モニタリング計画」の策定を行うこととする。
- 策定に当たっては、平成 27 年1月末までに国が作成した「緊急時モニタリング計画作成要領」、「緊急時モニタリングセンター設置要領」及び「国の動員計画」を基本に、本県の特性の取り入れやUPZ圏を有する山口県の計画との整合を図るとともに、国、伊方町、重点市町等関係機関と調整等を行い策定する。
- 緊急時モニタリングに当たっては、ERCが、「緊急時モニタリング計画」を 参照して、具体的な「緊急時モニタリング実施計画」の策定や改定を行うとされ たことから、モニタリングポストの位置、モニタリングカーの走行ルートや移動 定点測定地点、動員可能な人員配置計画、運用上の介入レベル(以下「OIL」 という。)に基づく避難地区の設定等具体的項目を盛り込んだ「緊急時モニタリ ング実施要領」及び「緊急時モニタリング実施要領(資料編)」を合わせて作成 し、あらかじめ情報を共有するとともに、ERC、EMC、県対策本部等が共通 の土台で協議等ができるよう、備えるものとする。

Ⅲ 緊急時モニタリング計画の構成

1 緊急時モニタリング計画

(1) 緊急時モニタリングの目的

原子力災害時の緊急時モニタリングの目的は、以下のとおりである。

- 原子力災害による環境放射線の状況に関する情報収集
- OILに基づく防護措置の実施の判断材料の提供
- 原子力災害による住民等と環境への放射線影響の評価材料の提供

(2) 緊急時モニタリング計画の目的

本計画は、愛媛県が、「原子力災害対策指針」、「防災基本計画(原子力災害対策編)」及び「愛媛県地域防災計画(原子力災害対策編)」等に基づき、原子力災害時における緊急時モニタリングに関する基本的事項及び緊急時モニタリング体制の整備等について定めたものであり、愛媛県が国の統括の下、関係機関と連携して実施する緊急時モニタリングの迅速かつ効率的な遂行に資することを目的とする。

国は、緊急時に直ちにこの「緊急時モニタリング計画」を参照し、事故の状況に応じた具体的な実施項目や実施主体等の項目を記載した「緊急時モニタリング実施計画」を策定する。また、国は、そのために必要な情報収集等の準備を行うとともに、「緊急時モニタリング実施計画」が策定されるまでの初動対応や、緊急時モニタリングの広域化及び長期化に備えた要員及び資機材の動員計画をあらかじめ定める。

(3) 緊急時モニタリング計画の基本方針

- 原子力災害時においては、指針に定める緊急事態の区分に応じて、緊急時 モニタリング等を実施する。
- 警戒事態発生後、県は、愛媛県原子力センターに「愛媛県モニタリング本部」を設置し、平常時モニタリングの強化を含めた緊急時モニタリングの準備を開始する。
- 施設敷地緊急事態発生後、原子力規制委員会は、EMCを愛媛県オフサイトセンター及び愛媛県原子力センター等に設置し、国の統括の下で関係機関が連携して緊急時モニタリングを実施する。
- UPZを有する山口県と連携を図る。

2 緊急時モニタリング実施要領

(1) 緊急時モニタリング実施要領の目的

愛媛県緊急時モニタリング計画に基づく緊急時モニタリング等の適切な実

施に必要な具体的な事項を定める。

(2) 緊急時モニタリングの実施体制

- ・要員(県、市町、国、関係機関等段階的な人員と配置)
- 資機材

(3) 緊急時モニタリングの実施

- ・ 測定地点及び測定項目
- 測定方法
- ・緊急時モニタリングの段階的実施

3 緊急時モニタリング実施要領(資料編)

(1) 関連情報・資料

モニタリングの円滑な実施を図るため、次の関連情報・資料を整備する。

- ・各モニタリング地点図(ルート、周辺図、測定地点、環境試料(採取地点) 等詳細図)
- モニタリング資機材
- ・原子力防災対策重点区域の範囲、人口、飲料水の状況、道路状況等
- 放射線測定地点と避難等防護措置実施地区の関連付け
- ・ 伊方発電所の概要
- · 各種報告様式 等

Ⅳ 今後の対応

指針において、今後、原子力規制委員会で検討を行うべき課題とされている事項(中期及び復旧期のモニタリングの在り方等)については、今後の検討結果を踏まえて改定を行うとともに、引き続き、関係機関と情報連携を進めるとともに、緊急時モニタリング訓練及び研修等を通じて緊急時モニタリング体制の充実を図り、当該計画において見直しが必要であれば、適宜改定する。